単 価 一 覧

件名

○○○○○○で使用する特別高圧電力

		基本料金(円) 【注1】		電力量料金(円) 【注1·注3·注4】		
No.	需要場所	常時契約 (常用線) 契約電力等 1kWにつき 【注2】	予備電力 (予備線) 契約電力等 1 kWにつき	種別	1kWhにつき	割引·割増 (円) 【注5】
1	000000			昼間		
				夜間		

- 【注1】 基本料金及び電力量料金単価には、消費税及び地方消費税を含む。
- 【注2】 常時契約(常用線)基本料金において力率割引がある場合には、次のア、イの条件に 従い、割引又は割増を行う。
 - ア 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率 (瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントとする。) とする。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなす。

イ 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を 1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、 基本料金を1パーセント割増しする。

なお、平均力率の算定式は、次のとおりとする。

平均力率= 有効電力量
$$\sqrt{(有効電力量)^2 + (無効電力量)^2}$$
 ×100 (パーセント)

- ※平均力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- ※有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、 その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- 【注3】 電力量料金は、燃料費調整を行うこととし、その方法は、当該地域における一般送配 電事業者が用いる方法を準用する。
- 【注4】 電力量料金は、その1月の昼間・夜間別の使用電力量によって算出することとし、昼間に使用された電力量には昼間料金を、夜間に使用された電力量には夜間料金をそれぞれ適用する。

なお、昼間と夜間の区分は以下のとおりとする。

昼間:午前8時から午後10時までの時間帯。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日の当該時間帯を除く。

夜間:昼間以外の時間帯(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日は終日、夜間とみなす。)

【注5】 その他割引等を設定する場合に記載する。

単 価 一 覧

4	И	H	A	7

〇〇〇〇〇〇で使用する高圧電力

		基本料金(円) 【注1】]量料金(円) 1・注3・注4】	
No.	需要場所	常時契約 (常用線) 契約電力等 1 kWにつき 【注2】	種別	1kWhにつき	割引·割増 (円) 【注5】
1	000000		昼間		
			夜間		

- 【注1】 基本料金及び電力量料金単価には、消費税及び地方消費税を含む。
- 【注2】 基本料金において力率割引がある場合には、次のア、イの条件に従い、割引又は割増を行う。
 - ア 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率 (瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントとする。) とする。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなす。

イ 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を 1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、 基本料金を1パーセント割増しする。

なお、平均力率の算定式は、次のとおりとする。

平均力率= 有効電力量
$$\sqrt{(有効電力量)^2 + (無効電力量)^2}$$
 ×100 (パーセント)

- ※平均力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- ※有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、 その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- 【注3】 電力量料金は、燃料費調整を行うこととし、その方法は、当該地域における一般送配 電事業者が用いる方法を準用する。
- 【注4】 電力量料金は、その1月の昼間・夜間別の使用電力量によって算出することとし、昼間に使用された電力量には昼間料金を、夜間に使用された電力量には夜間料金をそれぞれ適用する。

なお、昼間と夜間の区分は以下のとおりとする。

昼間:午前8時から午後10時までの時間帯。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日の当該時間帯を除く。

夜間:昼間以外の時間帯(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日は終日、夜間とみなす。)

【注5】 その他割引等を設定する場合に記載する。